

## 取り組みの方向性

- ・子どもの貧困対策については、様々な困難を抱える子どもや家庭に対して、一般施策を最大限活用するとともに課題解決に向けた取り組みにより重層的に支援します。
- ・また、府の実情に応じた子どもの貧困対策の効果的な支援のあり方を検証し、支援を必要とする家庭を確実に支援する仕組みの構築のための調査を実施します。
- ・生活困窮者自立支援制度については、更なる支援のため、福祉事務所設置自治体の広域支援の拡充（就労支援の広域実施）、郡部においては相談体制・学習支援事業を充実・強化します。

## 子どもの貧困対策

### 子どもに対する支援

#### 子どもの居場所づくり

- ・「貧困連鎖の防止」のための学習支援の場を子どもが安心して過ごせる居場所としても活用。
- ・事業間での連携を図り、食事提供も可能な子どもの居場所の確保策として市町村の取り組みを支援。

- 新子育て支援交付金（子どもの貧困対策事業）
- ひとり親家庭等生活向上事業（子どもの生活・学習支援事業）
- 生活困窮者自立支援事業（学習支援等事業）

#### 実態調査等

- ・子どもの生活に関する実態調査を実施し、府の実情に応じた子どもの貧困対策の効果的な支援のあり方を検証。
- ・また、市町村における実態把握や支援体制の整備に向けた取り組みを支援。

- 【新】子どもの生活に関する実態調査事業
- 【新】子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業（市町村で実施）

#### 児童養護施設等を退所する子どもへの支援

- ・児童養護施設等の退所者に対して、社会的自立を支援するための社会生活訓練や適切な就業環境の確保等、必要な支援を実施。
- ・また、児童養護施設等を退所し、就職や進学した者等に対する家賃相当額や生活費の貸付等を実施。

- 施設退所児童の自立支援事業（アフターケア、就業支援）
- 【新】児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業  
※一定の条件を満たした場合に返還免除

### 他部局の子どもに関する施策との連携

学校における支援体制の強化や保護者・家庭への支援など教育委員会をはじめ他部局の子どもの貧困対策に有効な施策と連携し、子どもの貧困対策を総合的に推進。

### 家庭に対する支援

#### 多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化

- 施設型給付費等負担金
  - ◎ 年収約360万円未満の世帯  
第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化
  - ◎ 年収約360万円未満のひとり親世帯等  
第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化

#### ひとり親家庭等への就業支援の拡充

- 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業
  - ◎ 自立支援教育訓練給付金事業の支給割合の拡充  
受講料2割負担⇒6割負担、上限10万円⇒20万円
  - ◎ 高等職業訓練促進給付金事業の支給期間延長及び対象資格の拡大  
支給期間の延長（2年⇒3年へ）  
対象資格の拡大（修業期間2年以上⇒1年以上）
- 【新】ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業  
高等職業訓練促進給付金を活用して、資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金等を貸し付け、資格取得・自立の促進を図る。  
※一定の条件を満たした場合に返還免除

#### 児童扶養手当の多子加算額の引き上げ

- 児童扶養手当支給事業
  - ◎ 第1子 42,000円
  - ◎ 多子加算額の増額  
第2子加算額 5,000円⇒10,000円 第3子加算額 3,000円⇒6,000円

## 生活困窮者自立支援制度の推進

### （1）府内福祉事務所設置自治体（34自治体）の取組促進・広域支援（平成27年度～）

- ・府内自治体の情報共有・任意事業の取組促進等を目的に市町村連絡会議を開催する。
- ・相談支援員等の資質の確保・向上を図るため、相談支援員等養成研修（伝達研修）を開催する。
- ・就労訓練事業の推進のため、自治体と事業所が意見交換等を行う認定事業者会議を開催する。
- ・就労支援をより効果的かつ効率的に実施することを目的に、就労準備支援事業等の一部を、広域実施する。

○大阪府内自治体(35自治体)の任意事業の実施状況(H28.1月現在)

就労準備支援事業	一時生活支援事業	家計相談支援事業	学習支援事業	その他事業
15	35	9	18	3

### （2）郡部（島本町を除く町村）における事業実施

- 全ての任意事業と被保護者就労準備支援事業(生活保護受給者対象)を実施（平成27年度～）

- ・必須事業：自立相談支援事業、住居確保給付金
- ・任意事業：就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業、一時生活支援事業  
家計相談支援事業、学習支援事業

- 更なる支援の充実のために（平成28年度）

- ・主任相談支援員を各子ども家庭センターに配置し、相談支援業務のマネジメント、高度な相談支援及び地域の働きかけ等をおこなう。家計相談支援の効果的実施を図るため、専任の家計相談支援員を配置する。
- ・「子どもの貧困」対策と連携し、学習支援事業の拡充及び支援内容の充実を図る。  
（高校中退防止の取組と 家庭訪問の強化）